

平成14年度事業計画

社団法人 日本デザイン保護協会

平成14年4月1日～平成15年3月31日

.基本方針

- (1) デザイン開発等において、必要な公知意匠情報の提供のあり方や利用体制について引き続き検討を進めます。
- (2) 意匠公開情報について、インターネットを通じて、ホームページ上で公開を行います。
- (3) 経済産業省が制定した10月1日の「デザインの日」に、他のデザイン関係団体との連携を考慮し、デザイン保護の観点から記念事業を行い、デザイン保護制度の普及に努めます。
- (4) 意匠登録出願のFA12計画推進のために、審査において重要な公知意匠の整備を早期、かつ的確に行い、特許庁の行政協力に万全を期します。
- (5) 研究部を研究センターに組織変更し、研究機能の拡充を図ります。

.事業計画の概要

1. 意匠関係資料の収集加工及び提供事業

意匠登録出願及び意匠管理に必要な以下の調査業務を行います。

出願事前調査、意匠権調査

出願前に意匠登録の可能性を知るため、又は重複出願を防ぐために出願人の依頼により事前調査を行います。また、商品化にあたって他社の権利を事前にチェックし、侵害の有無を知るために、他社の意匠権情報の調査等を行います。

早期審査等の意匠制度に基づく出願中の意匠に対する調査

「早期審査及び早期審理制度」に基づく申請に必要な先行意匠の調査を行います。

拒絶引例調査

特許庁から意匠登録出願に対する拒絶の理由として引用された意匠を調査、複写し提供します。

意匠関係資料の高度加工

各社のデザイン展開の方向、権利状況、デザイン成熟の度合いなどに基づいて、今後のデザイン開発方向の参考とするために、意匠権相互の関係、デザインの変遷を鳥瞰できる体系図（意匠マップ）の作成を行います。

意匠関係資料の閲覧サービス

各企業の意匠情報の整理、ファイリング等の管理負担を軽減省力化するために、特許庁の審査ファイルなみに意匠公報を分類整備し、その他意匠関係の審判決や文献・論文等を収集・整備し、閲覧に供します。

平成12年1月より意匠公報がCD-ROM化されましたが、会員のニーズを踏まえ、従来通りの紙公報とCD-ROM公報での2本立ての閲覧体制をとっています。

意匠公報等の整備

上記～の事業を行うために紙媒体意匠公報等を整備します。

- (a) 紙媒体意匠公報については前年度に引続き、15年分の公報を小分類単位毎に細分化整備します。
- (b) 昭和62年から保管整備している意匠公報目次を引き続き整備します。
- (c) 意匠関係の審決、判決及び文献等を継続的かつ体系的に収集・整備します。

2. デザインの保護事業

意匠登録出願に至らないデザインに関し保護の強化を図るため、以下の業務を行います。

カタログ公知日認定保管

出願に至らなかったデザインについて、第三者による権利化の防止、登録無効理由の立証、新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の証明のために、製品カタログの寄託保管により、公知日の認定・証明を行います。

また、寄託された製品カタログは、意匠公開情報と同様にインターネットで公開可能にします。

創作デザイン寄託保管

先使用による通常実施権取得のためのデザイン実施の証明等のため、創作した意匠登録出願や「意匠公開情報」等による公開にも至らないデザインについての寄託を受け、保管します。

また、寄託された創作デザインは、意匠公開情報と同様にインターネットで公開可能にします。

3. デザインの保護及び利用に関する調査・研究事業

「意匠研究会」の開催

意匠制度のよりよい発展に寄与するために、有識者で構成された意匠研究会において、デザイン保護に関する内外の法令・判決等の調査・研究と学識交流を図ります。

公知意匠のデータベース化と情報提供についての検討

デザイン開発とデザイン保護への利用を促進するための公知意匠のデータベース化とその情報提供について、平成14年度も検討を行う。平成14年7月よりインターネットでのデザイン寄託を試行的に実施し、インターネット上での公開を図ります。

また、意匠に関する判決（審決取消訴訟、意匠権侵害訴訟）については、その判示事項を継続して整備しますが、その提供のあり方についても検討を進めます。

デザインの保護に関する制度及び運用の調査・研究

内外国の意匠制度のほか、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護に関する制度の調査・研究を行い、特許庁へ情報を提供するとともに、意匠研究会等の検討資料として利用します。

4. デザインの保護及び利用に関する指導・相談事業

意匠に関する学識経験者を研究員に委嘱して、意匠登録制度・意匠の保全等について相談事業を行います。

5. デザインの保護及び利用に関する講習会・講演会の開催及び図書刊行物の発行事業

10月1日の「デザインの日」に他のデザイン関係団体と連携し、デザイン保護の観点から記念行事を行います。

デザインの保護及び利用に関する講習会・講演会の開催

デザインの保護及び利用に関する種々のテーマについて、それぞれ専門知識を有する講師を招いて講習会・講演会を開催し、デザイン保護に関する理解を深めます。

「意匠公開情報」の公開

出願に至らないデザインの第三者による権利化を防止し、防衛的出願の減少等に資するため、「意匠公開情報」をインターネットで公開します。

会報の発行

(a) デザインに関する内外国情報の提供及びデザイン保護の理解を深めるため「DESIGN PROTECT」を年4回(6・9・12・3月)発行します。

(b) 13年度発行の第50号の「DESIGN PROTECT」から、編集方針を見直し、幅広く興味深い内容にしましたが、より読者層を拡げデザイン保護の普及を図ります。

(c) 学識経験者で構成する編集委員会を引き続き設置します。

6. デザイン保護機関の業務の連絡・調整業務

デザイン保護機関の業務の連絡及び調整を行います。

7. 意匠行政への協力事業

意匠行政に協力し、以下の業務を行います。

公知資料の意匠分類整備及びDターム付与

内外国の図書・雑誌、カタログ、外国意匠公報等に掲載された公知意匠から審査資料として必要な意匠を抽出し、意匠分類(最小分類)の付与、書誌データの作成及び公知意匠のイメージ入力を行うとともに、必要な分野については意匠ファセットタームを付与し、意匠審査資料(データベース素材)を作成する事業。

また、平成14年度は、インターネットを通じて開示されている新製品情報についても抽出を行い、同様に公知資料化を行います。

意匠マップの作成

意匠開発の方向や権利の設定状況を容易に把握し、登録の可能性等の検討に資するとともに、新規意匠開発の促進あるいは重複開発の抑制等に役立つ意匠マップを作成する事業。

意匠分類の改正案作成

意匠分類の改正に関する事業。

その他